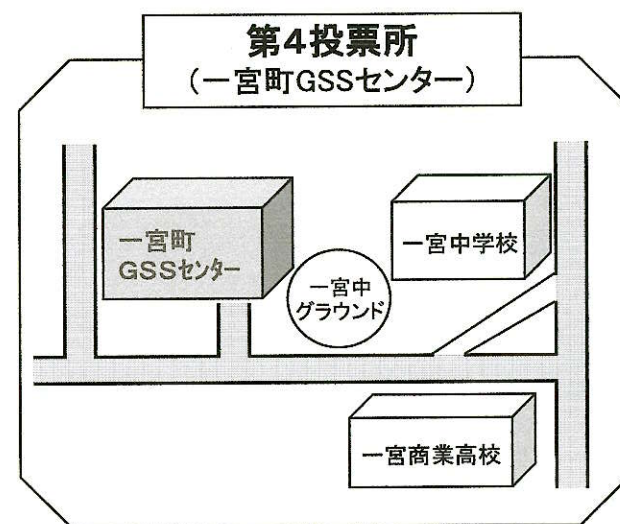
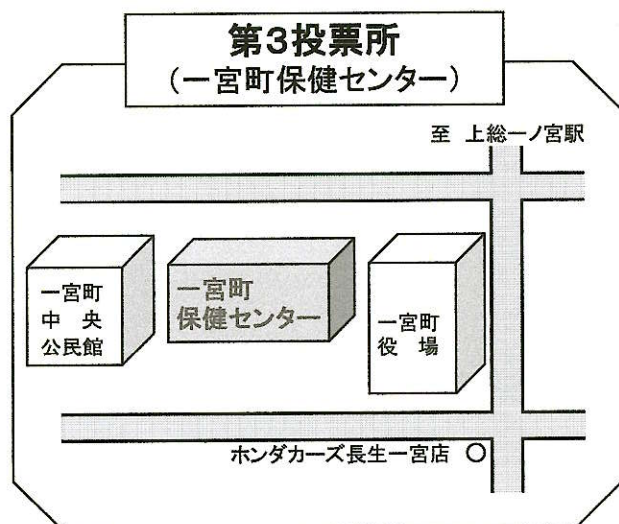
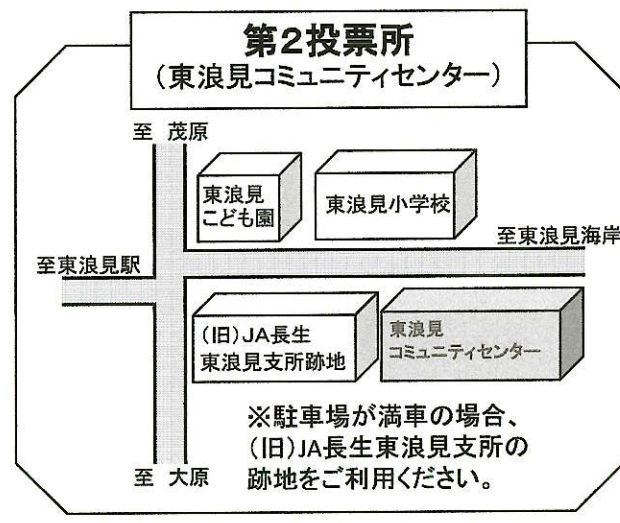
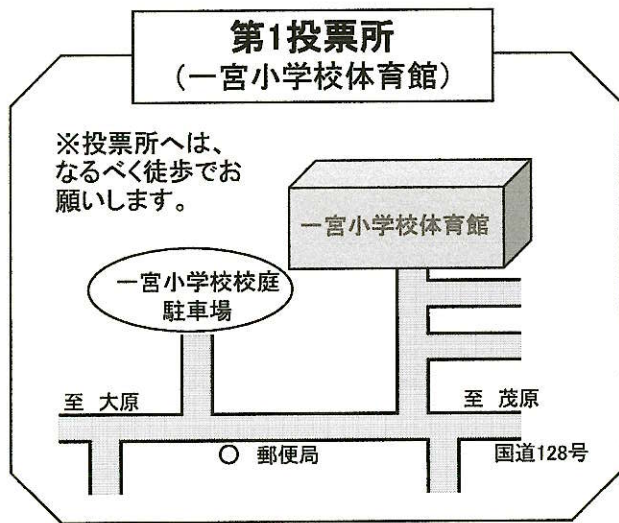


投票日当日の投票所は次のとおりです。



棄権せずに必ず投票しましょう。
「投票は 希望という木の 種になる」

白ばら

一宮町選挙管理委員会
一宮町明るい選挙推進協議会
事務局：一宮町役場総務課
電話：42-2112

町村に滞在中で投票日まで、一宮町に帰れない方でも最寄の選挙管理委員会です。不在者投票ができます。お早めにお知らせください。

③ 滞在先での不在者投票
仕事、通学、旅行などで他の市町村に滞在中で投票日まで、一宮町に帰れない方でも最寄の選挙管理委員会です。不在者投票ができます。お早めにお知らせください。

第2表

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○ 上肢または視覚の障害が1級の方
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○ 上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの方

②の2
郵便による不在者投票
における代理記載制度
第1表の①②の条件に加え、第2表に掲げる条件にも該当する場合、この制度が利用できます。

○ この制度を利用するには？
町の選挙管理委員会に対し、郵便投票証明書の交付を申請し、その交付を受けなければなりません。
○ 証明書の有効期間は次のとおりです。
第1表の①②に該当する方
交付の日から7年間
③に該当する方
認定の有効期間の末日

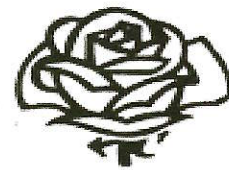
第1表

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○ 両下肢、体幹または移動機能障害が1級か2級の方 ○ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が1級か3級の方 ○ 免疫の障害が1級から3級の方
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○ 両下肢または体幹の障害が特別項症から第2項症の方 ○ 内臓の障害にあつては、特別項症から第3項症の方
③ 介護保険被保険者証をお持ちの方	○ 被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方

②の1
郵便による不在者投票制度
身体に重度の障害がある人及び介護保険法上の要介護5の人が、郵便により自宅で投票することができ制度です。

① 指定病院などで行う不在者投票
都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院入所されている方が、その施設の「不在者投票管理者」のもとで投票することができ制度です。

選挙の投票には、次のような制度がありますので、ご利用ください。



参議院千葉県選出議員選挙
(千葉県選挙区選挙は、候補者名を書いて投票してください。)
参議院比例代表選出議員選挙
(比例代表選挙は、候補者名または政党名を書いて投票してください。)

のお知らせ

投票日

令和7年7月20日

(日曜日)

午前7時から
午後8時まで

投票できる人

次の4つの要件を満たしている人が投票できます。
① 日本国民であること。
② 平成19年7月21日以前に生まれ、令和7年4月2日以前に一宮町に転入届を出されてから、引き続き3ヶ月以上住所を有する方。
③ 公職選挙法に規定する欠格要件に該当しない方。



投票所

第1投票所

一宮小学校体育館

1区・2区・3区・4区・5区
6区・7区・10区・11区・12区
宮原にお住まいの方。

第2投票所

東浪見コミュニティセンター

網田・岩切・枇杷畑・権現前・大
新熊・及び住所が一宮町東浪見
新浜地区にお住まいの方。

第3投票所

一宮町保健センター

11区・12区・13区・14区・15区
16区・17区・18区・19区・20区
船頭・及び住所が一宮町東浪見
一宮町にお住まいの方。

第4投票所

一宮町GSSセンター

8区・9区・10区・11区・12区
13区・14区・15区・16区・17区
及び住所が一宮町東浪見
一宮町にお住まいの方。

期日前投票
及び不在者投票

投票日当日、仕事やレジャー等で投票に行けない方は、期日前投票又は、不在者投票がご利用できます。
(1) 期間
令和7年7月4日(金) から
7月19日(土) まで
(2) 時間
午前8時30分から
午後8時まで
(3) 場所
一宮町中央公民館 大会議室

※投票所入場券は7月3日以降に発送しますのでお手元に届いていない場合は、受付にお伝えください。
※新しいにこさサービスの利用は希望日の前日午後3時までに予約センターにお申込みください。
421500

除く)の午前8時45分から午後4時30分までです。利用には登録が必要です。登録されていない方は福祉健康課に申請してください。
421500